

## 気象警報及び避難勧告等発表時の職員の出退勤の取扱い

平成 26 年 11 月 11 日  
理事（総務・国際担当）裁定

この取扱いは、職員の安全確保を図るため、気象警報及び避難勧告等が発表された場合の職員の出退勤の取扱いについて必要な事項を定める。

### 1. 気象警報が発表された場合の取扱い

警報の種類にかかわらず気象警報が発表された場合の出退勤の取扱いは、次の事項のとおりとする。

- ① 出勤時に気象警報が発表されており、勤務地や居住地の被害状況、公共交通機関の運行状況等により出勤することが著しく困難と判断される場合は、本人の申請により、勤務しなかった時間（日）について特別休暇を認める。
- ② 勤務時間中に気象警報が発表され、退勤途上及び勤務地における安全性等により、身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、本人の申請により、勤務しなかった時間（日）について特別休暇を認める。

### 2. 特別警報が発表された場合の取扱い

特別警報が発表された場合の出退勤の取扱いは、次の事項のとおりとする。

- ① 出勤時に特別警報が発表されている場合は、特別警報が発表されている期間のうち、本人の申請により、勤務しなかった時間（日）について特別休暇を認める。  
なお、特別警報解除後は、上記 1. ①により取扱う。
- ② 勤務時間中に特別警報が発表され、退勤途上及び勤務地における安全性等により、身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、特別警報が発表されている期間のうち、本人の申請により、勤務しなかった時間（日）について特別休暇を認める。なお、特別警報解除後は、上記 1. ②により取扱う。

#### 【参 考】

特別警報とは、気象警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に最大限の警戒を呼び掛けるため、気象庁が発表する。

### 3. 避難準備情報、避難勧告、避難指示、土砂災害警戒情報が発表された場合の取扱い

これらの避難等に関する情報が発表された場合の出退勤の取扱いは、次の事項のとおりとする。

- ① 出勤時にこれらの避難等に関する情報が発表されており、勤務地や居住地の被害状況、公共交通機関の運行状況等により出勤することが著しく困難と判断される場合は、本人の申請により、勤務しなかった時間（日）について、特別休暇を認める。
- ② 勤務時間中にこれらの避難等に関する情報が発表され、退勤途上及び勤務地における安全性等により、身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、本人の申請により、勤務しなかった時間（日）について特別休暇を認める。

#### 【参 考】

避難準備情報、避難勧告、避難指示は、気象庁の発表する警報・注意報や特別警報とは別に、災害が発生し、また発生するおそれがある場合に、気象庁や国土交通省の観測データ、被害状況などにに基づき市町村が発表し、避難行動をとる判断ができる情報を提供するものである。また、土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況で土砂災害の危険度が高まった場合に、都道府県と気象庁が共同で発表する。

#### 【参 考】

##### 国立大学法人高知大学職員就業規則（抜粋）

（特別休暇）

第52条職員が、別表第3に掲げる事由に該当し、勤務しないことが相当である場合は、それぞれ同別表に掲げる期間を限度として特別休暇を与える。

十七	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
十八	地震、水害、火災その他の災害等において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間